

ふじみ野市自治基本条例策定市民協議会 会議録

会議名	第22回運営委員会				
開催日時	平成24年3月6日（火）午後7時10分～午後9時10分				
開催場所	ふじみ野市役所 第四庁舎 第一会議室				
議長	大河内副代表	記録	事務局	発行日	平成24年3月12日
出欠	<p>（出席者）山根代表、大河内副代表</p> <p>【企画広報部会】 佐藤（信）、宗野</p> <p>【意見収集部会】 村上</p> <p>【原案起草部会】 岩城、谷野</p> <p>【条例骨子・素案検討会議座長】 中山</p> <p>【事務局】 暮らし安全課職員 2名</p>				
傍聴者	無				
配布資料	代表あいさつ、資料1（仮称）自治基本条例を「考える会」PART2（案）				
会議内容	<p>●代表あいさつ</p> <p>3月1日に職員PTと調整会議を行い、3月6日に職員PTのリーダーと職員PT事務局と打合せを行ったので報告する。</p> <p>職員PTの意向は、素案と逐条解説がないと、協議会や市民の想いを汲み取りたり判断することができないので、協議を始める段階で素案と逐条解説を揃えてもらいたいとのことであった。</p> <p>3月2日に開催した原案起草部会では、逐条解説としてどの程度のものを必要としているのか確認が必要となったため、職員PTリーダー及び事務局と3月6日に打合せを行った。逐条解説に記述する内容は、各条文に記述されている意図や思い、市民や団体からの意見等が解かるように記述されているものであれば、箇条書き程度のものでよいものとなった。</p> <p>また、職員PTの検討期間は、提出いただくものを見ないと判断できず、内容によっては、職員PTレベルで判断できない部分もあるため、市として意思決定をするための期間も必要となってくるため、これらを配慮する必要がある。</p> <p>以上の状況から、スケジュールの変更について検討いただきたい。</p> <p>●議題</p> <p>1. スケジュールについて</p> <p>【結論】</p> <p>次のとおりスケジュールを変更する。</p> <p>①3月18・20日のスケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20日（祝・火）の全体会議を18日（日）に開催する。 ・18日（日）は、条例骨子・素案検討会議の3班合同会議（13時～）終了後、運営委員会を経て、全体会議を開催する。 <p>②職員PTとの折衝スケジュール</p> <p>協議会は3月18日に決定した素案及び逐条解説を職員PTに提出する。</p> <p>職員PTには、10日前後でどの程度検討期間が必要か判断し、協議会に報</p>				

告してもらうよう依頼する。

また、併せて議会に提出しても良いレベルのものか助言を依頼する。

③議会との折衝スケジュール

職員PTからの助言に基づき、職員PTと並行して議会にご意見を伺うか、職員PTの意見を経た上で、必要に応じて修正を行った後にご意見を伺うか判断する。

④今後のスケジュール

職員PTの検討期間の報告を受けてから、意見収集活動やフォーラム等のスケジュールを再度調整する。このため5月の意見収集活動及びフォーラムを延期する。

2. 条例素案逐条解説の作成について

【結論】

3月16日の原案起草部会で部会としての素案及び逐条解説を決定する。この素案及び逐条解説を3月18日の条例骨子・素案検討会議の3班合同会議でほぼ合意形成できた場合は、運営委員会を経て全体会議で協議会の素案及び逐条解説とするか決定する。

3. 「(仮称)自治基本条例素案説明会」について(資料1)

【意見収集部会報告(2月19日開催)】

○素案に対する市民対象の(仮称)自治基本条例「素案を考える会」PART2の実実施計画、要領について

- ・「意見収集実施部会」A/B/C班で実施する。
- ・スケジュール、シフト表は資料1のとおり。
- ・PI実施マニュアルは「素案策定意見収集PI実施マニュアルの一部を修正し活用する。(所要時間は120分、開始時間を午前は10時～、午後は14時～等とする。)

○素案に対するアンケートによる意見収集について

- ・アンケートの作成は、「アンケート検討会議」に作成依頼済み(4月中旬完成)
- ・アンケート集約は、6月初旬に実施部会で行う。

【結論】

- ①5月の説明会は延期する。
- ②説明会で使用するパワーポイントの作成担当の主体として、自治基本条例の特色やポイントを理解している原案起草部会か、原案起草部会員を中心とした会議で作成できるか、3月9日開催の部会で検討し、次回運営委員会に報告する。
- ③市報の折込みチラシについては、引き続き検討する。

【意見等】

- ②説明会で使用するパワーポイントを作成する主体について

- ・自治基本条例の特色やポイントを理解しながら、市民からの意見を取り入れながら素案を中心となって作成してきた原案起草部会が作成すべきではないか。
- ・PRの部分があるため、企画広報部会で作成すべきではないか。
- ・役員提案として、案を作成してほしい。
- ・別に検討する会議を設けてもよいのではないか。
- ・どの部会が作成主体になっても、他部会は作成に協力する。

③市報の折込みチラシについて

- ・逐条解説付きで配布してほしい。
⇒折込みチラシは、A3用紙1枚分(両面印刷可)で予算要求している。
逐条解説付きは、公共施設に配置することや市ホームページに掲載するなどの方法もある。
- ・素案の構成と前文及び条文すべてを掲載した方が良い。
- ・素案全部を掲載せず、ポイントを絞り簡潔に分かりやすく、見やすいものが良い。
- ・素案の構成と市民意見を取り入れている条文を示す。また、地方自治法等に定めがあるものは省き、市民参加や協働などの市民に直接関係する部分をピックアップして掲載した方が良い。
- ・別に検討する会議を設けてもよいのではないか。

※折込みチラシ、説明資料(パワーポイントを含む)、アンケートの作成は、全て連動してくるので、どこかが中心となってたたき台を作成する必要がある。

4. 「(仮称) 市民フォーラムPART3」について

【結論】

5月のフォーラムは延期する。

【提案】

- ・基調講演の講師には、自治基本条例ができてどのようにまちが変わったかを話せる方を検討中である。また、市長、講師、協議会代表によるパネルディスカッションを検討しているので、この内容について検討していただきたい。

5. 条例原案の作成体制について

【結論】

条例骨子・素案検討会議を条例原案作成会議に名称変更し、引き続き原案を作成する。また、メンバーはそのままとする。

【意見等】

- ・班長が変わる場合は、その班で互選して決めてもらいたい。

6. その他

	<p>条例名が分かりにくいとの市民意見もあるので、再度協議会で名称をどうするか検討する必要がある。</p> <p>⇒素案を協議会内部で合意形成する際に名称も含めて議論することとする。</p>
開催日時	平成24年3月18日 条例骨子・素案検討会議3班合同会議終了後
開催場所	ふじみ野市役所 第4庁舎 2階 第1会議室